

ユーザー名 新篠津村教育委員会
送信日時 2021/05/16 10:30
件名 「緊急事態宣言を踏まえた村立学校の対応」について
本文

この度の「緊急事態宣言」を踏まえて、下記のとおり各学校へ要請し、協議確認しましたので、ご理解ください。詳細は、17日以降に各学校から文書等でご連絡いたします。

○対策期間 令和3年5月17日（月）～5月31日（月）

○要請・確認内容

- ・各校の「新しい学校生活様式」による感染症対策の徹底
- ・感染リスクの高い授業等の実施方法の工夫
- ・村外への校外学習や外部講師との交流がある学習活動の中止・延期、実施方法の工夫

○対策期間以降の対応・検討事項

- ・6月に予定される各種行事等の実施検討
（なお、練習期間を考慮して、小学校運動会6月5日（土）の開催は延期します）
- ・水泳授業の中止

石狩管内は「特定措置区域」として強い措置が必要な状況です。市中感染が拡大していると言われる状況で、誰でも感染してしまう恐れがあります。また、これまで学校で発生した集団感染は、「体調が悪くても無理に登校した」「経過観察期間が終了する前に登校した」等の理由により拡大しています。

- ・お子さまご本人や同居のご家族に発熱や風邪症状がある場合は、無理をさせず、登校を控えてください。
- ・村立学校の対応は『対応3』となります。（5月11日付け配布文書をご確認ください）

子どもたちの安心な学校生活と学びの保障のために、保護者の皆さまのご協力が不可欠です。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新篠津村教育委員会